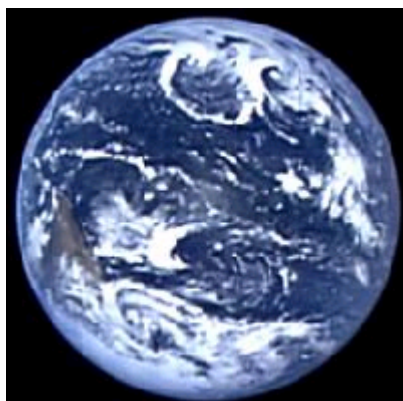


はじめに

地球温暖化防止は世界が一丸となって取り組む今世紀最大の課題であるといえる。昨年（2007）スペイン・バレンシアで採択された気候変動に関わる政府間パネル（IPCC）の第4次報告書では、地球温暖化は、疑う余地の無い事実であり、その原因は人為起源の温暖化ガスによると、ほぼ断定した。

近年、世界各地で、かつてない大型の風水害、旱魃、熱波寒波など異常現象が発生しており、また、北極・南極の氷、シベリアの凍土、アルプスなどの氷河が急速に溶解しはじめ、海面上昇により、島嶼の国々が浸水に遭い、旱魃・砂漠化により、水不足、食糧不作の兆候がみられるようになった。このままの状態が続けば、人類ばかりでなく、この地球上に生存する全ての動植物の生存基盤を揺るがすことになる。今世紀末を見据えて、今こそ全世界の国々が協力し、地球温暖化の緩和策を推進しなければ、地球の未来はないといえる。



温暖化対策 世界の動き、そして日本、千葉県、市川市では

（1）世界の動き

1988年国連により、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発足し、世界の研究者が、地球の平均気温を測定し、産業革命以降地球の平均温度が上昇していること、人為起源の温暖化ガス増加と相関のあること、温暖化のメカニズム、将来予測、温暖化と気候変動、温暖化緩和策と適応策などを継続的に、科学的に研究して、その確度を高めてきている。4年に一度研究成果を報告してきているが、上記4次報告で、ほぼ断定的に人為起源の温暖化ガスにより、温暖化が進んでいると報告している。IPCCはこの成果で昨年ノーベル平和賞を受賞している。

一方、政治的には、1992年ブラジル・リオで地球サミットを開き、国際会議で気候変動枠組条約が制定され、締約国192カ国による温暖化緩和策を継続的に推進する為に、気候変動枠組締約国会議(COP)を毎年開催することを決めた。

1995年、第三回京都会議(COP3)で主要先進国の温室効果ガス削減(世界; 5%,EU8% 米国 7%,日本 6%)を枠組みとする京都議定書が採決された。2005年京都議定書は、前年にロシアが批准して、発効要件が整い、採決から10年目にしてやっと発効された。この間、紆余曲折があり、米国は批准せず、日本も森林吸収、京都メカニズムなど条件が具体的に整うのを待って、2002年7年目にして批准した。京都議定書は、温室ガス最大の排出国、米国が不参加で、もともと対象外の発展途上国、世界第二位の排出国、中国をはじめインド、ブラジルを含めると不参加国の排出量が50%を占める状態で、議定書を遵守する事にどれほどの意味があるか?という人もいるが、まず、締約国がこの問題を話し合い、先進国が目標をもって温室効果ガスを削減する試みに大きな意味があった。しかし、京都議定書が完全に成就されたとしても温暖化ガスの削減量は僅かであり、進む温暖化を抑止する事は出来ない。

京都議定書第一約束期間が終了する2013年以降、国際的にどう取組んでいくか、昨年(2007) COP13 バリ会議で、ポスト京都議定書について、方向性とタイムスケジュールを決めた。米、中、印など主要排出国、全ての国が参加する新しい枠組みも必要と、今年の暮れに開催されるCOP14 ワルシャワ会議を経て、2009年開催されるCOP15 コペンハーゲン会議でポスト京都議定書を決定することになっている。また、昨年(2007)のドイツ・ハイリンゲンダムサミット・G8(主要8カ国首脳会議)で日本が提案した“2050年までに世界規模で温暖化ガスを半減させるよう真剣に検討する”が同意された。

今年(2008)7月7日から三日間開かれたG8・洞爺湖サミットで全世界の温暖化ガス排出量を2050年に半減することが米国を含めて全参加国一致で同意された。しかしながら、途上国であっても中国、インドのように著しい経済成長で排出量が急増している国が不参加では達成が難しく、2013年以降の排出量削減枠組み(ポスト京都議定書)では主要排出国の参加が最優先事項に位づけられた。今回のサミットで、全世界の80%を占める主要排出国16カ国会議が新しい対話の場として創設された。この会議では先進国、途上国各々の立場の相違によって総論的な話に留まり、まず、主要排出国が全員参加することを優先して、共通認識としては、“温暖化ガス排出量の長期目標を含む長期的協力行動のためのビジョン共有を支持する”を確認し、2009年コペンハーゲン気候変

動枠組み締約国会議（COP15）の成功の為、引続き建設的に協力していくことを洞爺湖サミットの総括として幕が閉じられた。

（２）日本では

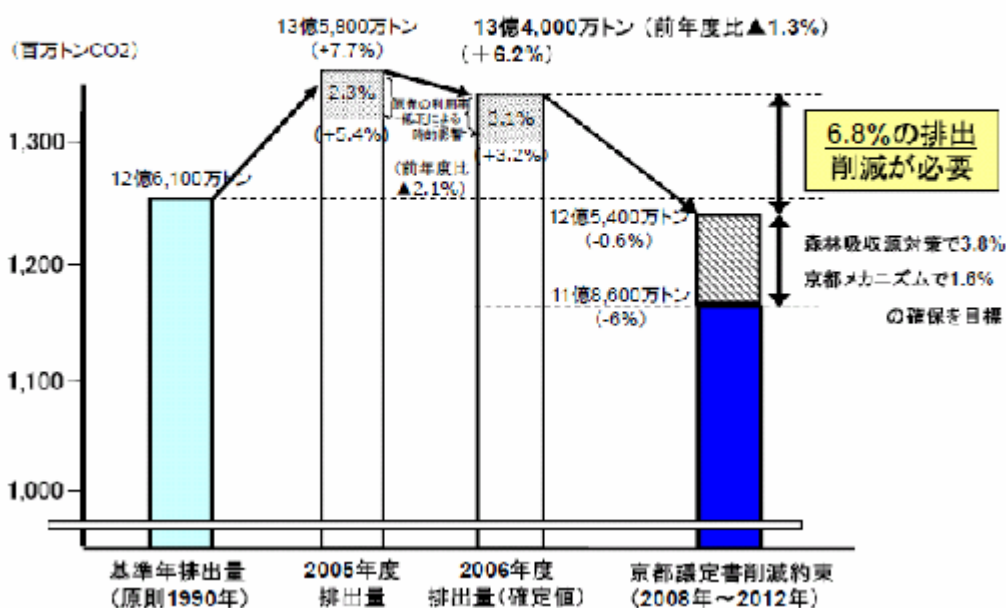


京都議定書発効で、世界に約束した温暖化ガス 6 %（1990 基準年の日本排出量 12 億 7 千万トン比）7400 万トンを第一約束期間中に削減しなければならず、その目標を達成するため、地球温暖化防止推進法を改正・施行、省エネ法、各種リサイクル法など関連法律の改正・施行の条件整備を行い、京都議定書目標達成計画を策定した。

目標達成計画では、国、地方自治体、企業、国民の各主体がどう関わっていくか方向性と役割を示している。国としては、社会システムの変革、仕組みづくり、技術開発を先導すると共に意識高揚をはかるため、国民運動としてチームマイナス 6%運動（国民 230 万人、23,000 団体参加：2008 年 8 月現在）を基盤に 1 人 1 日 1 kg の CO₂ 削減、クールビズ（ウォームビズ）、我が家の環境大臣など派生的な運動を展開している。しかしながら、6 %削減に対し、環境省の最新データでは依然として民生部門の増加が大きく、全体で 6.2%増加していて、目標達成には森林吸収 3.8%、CDM1.5%を考慮すると 6.8%の削減が必要となる。

我が国の温室効果ガス排出量

2006年度における我が国の排出量は、基準年比6.2%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、6.8%の排出削減が必要。



(3) 千葉県では



千葉県は鉄鋼、化学、石油、電力など重厚長大の工場が多く立地し、そのため温暖化ガスの排出量(8400万トン)は県別で日本一となっている。基準年度(1990年)7400万トンに比べ、13%増加している。産業部門の排出比率が8割を占めており、事業者の役割は極めて重要である。また、ちばCO₂CO₂(コッソ)ダイエット推進県民会議によって策定された県民運動“ちばCO₂CO₂ダイエット”を展開する一方で、生物多様性・ちば県戦略、ふるさとの自然・ちば環境再生基金など自然との共生施策も推進している。

(4) 市川市では



平成10年市川市環境基本条例を制定し、それに基づき、第一期市川市環境市民会議が平成11年に発足し、続いて第二期～第三期まで、地球温暖化防止市民行動計画をはじめ、環境家計簿、マイバック運動、エコライフ推進など主に啓発活動に関わる事柄に取り組んできた。これまでの市川市環境市民会議の設置状況は以下の表のとおりである。

市川市環境市民会議の設置状況

期別	設置期間	テーマ	成果
	1999年2月 ～1999年9月	「環境基本計画」策定に向けた市民意見の聴取と計画への反映。	「市川市環境基本計画への市民提案書」を策定、提出。
	2000年9月 ～2001年3月	地球環境問題を以下の視点から検討。省資源、省エネ 循環型社会の構築 自然環境の保全	地球温暖化防止のための「市民行動計画」～市民のローカルアジェンダ市川～を策定、提出。
	2001年10月 ～2002年3月	「環境家計簿の取組みを広げ、マイバック運動を地域で進める」ための方策。	「環境家計簿の普及とマイバック運動の推進の方向に係る報告書(本文と資料編)」を策定、提出。
	2006年10月 ～2007年3月	「環境学習推進」のための方策を探る。	「市民が参加しやすい魅力的な環境学習の推進」の方策に係る報告書」を策定提出。
今期	2007年12月 ～2008年8月	市民・企業・行政等あらゆる主体を取込んだ「いちかわぐるみで取り組む地球温暖化対策」の提案。	